小田原市市民活動推進委員会報告書概要

<第1期>(平成15年7月~平成17年6月)

- (1) 市民活動に対する新たな財政的支援のあり方について「答申(平成15年12月)]
 - ○資金調達の仕組み
 - ・企業や市民等から寄付を受けられる市民活動応援基金(仮称)を設置する。
 - ⇒平成16年度から市民活動応援補助金制度を創設。
- (2) 新たな表彰制度のあり方
 - ○表彰制度の仕組みづくり
 - ⇒平成22年度から「地域力・市民力表彰」を実施。
 - ○市民の活動を称えあう環境づくり
 - ・市民活動関係者や市民が一堂に会するフェスティバルを開催する。
 - ⇒平成17年度からサポセン祭りを実施。

<第2期>(平成17年7月~平成19年6月)

小田原の市民活動を活発にするための方策として、次の4点について提案をいただいた。

- ①指定管理者制度の積極活用 ②ボランティアコーディネーターの制度化
- ③若い世代が楽しく自然に市民活動に取り組める環境づくり
- ④地域団体と市民活動団体との連携

< 第3期> (平成 19 年7月~平成 21 年6月)

(1) 市民活動に対する理解の向上策

活動の存在をPRするとともに、他の市民団体や地域団体との相互理解と協力を推進する必要があり、行政としても、常に市民への周知・啓発を図ることが重要である。

- ○行政による取組
 - ・活字媒体(「広報小田原」など)による活動および活動団体の紹介
 - ・市民活動団体との協働の多様化 など
- ○市民活動団体による取組
 - ・市民活動団体自体による活動の積極的なPR
 - ・地域団体との積極的な交流 など
- ○市民活動をサポートする団体による取組
 - ・市民活動サポートセンターのPR、利用促進策の考案、事業の拡充
- (2) 地域団体と市民活動団体の連携
 - ・人的、団体間ネットワークの形成 ・「交流の場」の提供

<第4期>(平成21年7月~平成23年6月)

(1)「提案型協働事業」の実施[中間報告(平成22年3月)]

「提案型協働事業」には「行政提案型」と「市民提案型」の2つのタイプがあるが、まずは平成22年度からモデル事業として、実現可能な部分から始めていただきたい。本格的には、平成23年7月を目処にまとめる提言を基に創設していただきたい。

⇒平成23年度から行政提案型協働事業を実施。

- (2) 事業仕分けにおける要検討事業のあり方について [中間報告(平成22年3月)]
 - ①ボランティア活動補償制度

ボランティア活動に関する補償制度を設けることは、行政の重要な役割である。利便性の高い事業となっており、市民に周知徹底を図りつつ、今後も継続していただきたい。 ②ボランティア活動カード(まごころカード)

若い世代がボランティアへの意識を高めていく事業として、今後も継続していただきたい。ただし、活動への感謝というカードの趣旨が充分に周知され、ボランティア活動を称えあう社会の醸成という本来の目的の達成につながるよう、検討いただきたい。

- (3) 市民と行政との協働について
 - ○協働の必要性や定義、諸形態を踏まえて今後の施策展開についての検討
 - ①協働事業を推進するため、市民活動団体と行政間での「目的や課題の共有」、「対等な関係の保持」、「役割分担」、「相互信頼」の必要性等を指摘。
 - ②「提案型協働事業」については、中間報告書の内容を前提として、「行政提案型」と「市民提案型」について、より具体的な制度設計に言及。
 - ⇒平成26年度から市民提案型協働事業を実施。
- (4) 市民活動の充実・促進策について
 - ○市民活動の諸制度について、さらなる充実・促進策の検討
 - ①市民活動応援補助金制度

補助率の見直し、制度の周知、手続きの簡略化、現場訪問の必要性など ⇒平成24年度から補助率の高いプランを追加。

平成23年度から補助事業現場訪問を実施(令和2年度からはUMECOで実施)。

②ボランティア活動補償制度

市民活動の環境整備における本事業の役割、事業継続の必要性など

③市民活動サポートセンター

団体間の交流の促進、イベントの周知、施設規模の拡大や機能強化など

④市民活動推進委員会

応援補助金の審査のほか、より踏み込んだ議論のための開催数増加

- (5) 市民活動団体と地域活動団体の連携について
 - ○連携は必要性だが、全国的にも事例が少なく、推進していくための方策を検討
 - ①両者の連携は、地域活動団体の担い手充足の解消や市民活動団体の活動フィールド の確保が可能となり、地域の活性化や地域の課題解決に結びつくことが期待される。
 - ②連携は容易ではないが、先進事例の情報共有、団体相互の交流機会の設定、連携希望の発信の場の設定など、行政や中間支援組織による環境整備から着手すべき。
 - ⇒平成23年度から市民活動団体ネットワーク形成事業として実施。(令和5年度時点ではUMECOにおいて「地域とのネットワーク事業」として実施。)

< 第 5 期 > (平成 23 年 7 月 ~ 平成 25 年 6 月)

(1) 市民活動応援補助金制度の見直しについて

第4期報告に基づき、市民活動応援補助金制度の更なる充実化・活性化を目的に、予算 規模の小さな団体が活動を維持・発展できるような補助率の高いプランの追加と、事業 完了後の評価方法について検討した。

- ⇒平成24年度から補助率の高いプラン(補助率70%・上限額20万円)を追加。 平成24年度から報告会に出席し、委員会として交付事業の評価・検証を実施。
- (2)「協働事業のガイドライン」の策定について

市の将来都市像の実現に向けて、協働に対する市職員の意識醸成のほか、市民活動団体においても行政との具体的な協働のあり方について理解を深める必要があることから、委員会では協働事業に関する基本的な事項を取りまとめたガイドラインの策定を行った。 ⇒委員会からの「協働事業のガイドライン」の提出を受け、市として「協働事業のガイドライン」を平成25年度に策定。

<第6期>(平成25年7月~平成27年6月)

- (1) 小田原市における中間支援組織のあり方について [答申(平成25年12月)] 新たな拠点となる「おだわら市民交流センター」を開設する市の計画を踏まえた議論 を行い、望まれる機能や運営方法の考え方などについて答申した。 ⇒平成27年度に、「おだわら市民交流センターUMECO」を開設。
- (2) 行政提案型協働事業のあり方について 本事業の改善策を検討し、制度の仕組みを変更することとした。 ⇒平成27年度から全体スケジュール等を変更して実施。
- (3) 市民活動における活動資金のあり方について 市民活動の継続と発展における課題の一つとして活動資金が挙げられることから、市 内団体に対する活動資金に関する調査結果をもとに、そのあり方について検討した。

< 第 7 期 > (平成 27 年 7 月 ~ 平成 29 年 6 月)

- (1) 市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について 市民活動が継続かつ発展して行われるため、市民活動団体を対象に活動資源(人材・場・情報・資金)の調査を行い、団体の特性に応じた様々な方策案について答申した。 ⇒平成30年4月からUMECOの開館日の拡大等を実施。
- (2) おだわら市民交流センターUMECOについて UMECOで行われている様々な事業や利用状況などについて、指定管理者から報告 を受け、今後の施設運営がより円滑に行えるよう意見を取りまとめた。
- (3) 市民活動応援補助金交付制度・提案型協働事業の運用見直しについて 各制度がより活用されることを目的に、提案書類や周知方法の見直し等を実施した。

<第8期>(平成29年7月~令和元年6月)

- (1) おだわら市民交流センターUMECOのあり方について UMECOの事業運営の充実に向け、「第三者による運営評価制度」と「中間支援組織 による補助金制度」を中心に研究し、UMECOのあり方について答申した。
 - ⇒「第三者による運営評価制度」については平成30年度分から導入。 「中間支援組織による補助金制度」については、令和2年度交付分から実施。

(2) その他の検討事項

- ①市民提案型協働事業の運用見直しについて
- ②提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会の見直しについて 2つの制度等について、より効果の高いものとなるよう、参加した市民活動団体への ヒアリング等をもとに見直しを行い、改善策を示した。

<第9期>(令和元年7月~令和3年6月)

(1) 市民活動団体の力をまちづくりに生かす方策について

市民活動団体による地域での社会貢献事例を増やすという目標を設定し、関係主体へのアンケート調査等をもとに、地域活動団体との連携促進に重点を置いた、UMECOや市が実施すべき具体的な方策を検討・提示した。

(2) その他の検討事項

①市民活動支援に係る諸制度の改善について

市及びUMECOによる資金支援制度がさらにその効果を高められるよう改善の提案を行うとともに、提案型協働事業に係る課題を検証し見直しを図った。

②新しい生活様式における市民活動推進施策について

新型コロナウイルス感染症の影響により市民活動が停滞しないよう、団体へのアンケート調査を踏まえ、新しい生活様式における市民活動推進施策を示した。

<第10期>(令和3年7月~令和5年6月)

(1) 市民活動団体の多様な主体との連携の促進について

「市民活動団体と多様な主体の連携による社会貢献の事例を増やすこと」などを目標として設定した上で、土台として有効と考えられる2つの施策の提言を行った。

①協働事業のガイドラインの改定

平成25年4月に策定したガイドラインについて、市民活動団体と行政の協働に主眼を置いたものであったことなどから、行政以外の主体との協働にも対応した、また市内のさまざまな協働事例を掲載した改定版を示した。

②市民活動支援制度の拡充

市民活動団体を支援する制度である「市民活動応援補助金」と「提案型協働事業」について、協働を促進するためのコースの創設などを提案した。

(2) その他の検討事項

- ①中間支援組織に期待される役割について
- ②市民活動応援補助金の運営面について
- ③市民活動団体支援事業に係る情報発信について

中間支援組織であるUMECOに期待される役割について運営評価をもとに言及するなど、市民活動の推進に係る提言を行った。